

2021年2月4日

当社ブライダル総合保険 における『新型コロナウイルス感染症』のお取扱いについて

ダブルエー少額短期保険株式会社

平素より当社及び当社保険商品をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社ブライダル総合保険における『新型コロナウイルス感染症』のお取扱いにつきまして、下記のとおり取りまとめておりますのでご確認をお願い申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の早期収束と皆様のご健康を心より祈念申し上げます。

1. ブライダル総合保険における「結婚式中止費用保険」で保険金をお支払いする場合

当社では結婚式中止費用保険で保険金をお支払いする場合の事由を下記のとおりとしています。

保険期間内に次の①～④いずれかの事由が発生し、これを直接の原因として結婚式を中止した場合に結婚式中止費用保険金をお支払いします。

① 下記の方が死亡された場合

(ア) 被保険者(新郎・新婦) (イ) 被保険者の父母 (ウ) 被保険者の兄弟姉妹 (エ) 被保険者の子
なお、祖父母追加特約付帯(ワイドプラン)の場合、上記に加え「被保険者の祖父母」も対象となります。

② 被保険者または被保険者の父母もしくはお子様が、傷害または疾病により7日以上の継続入院を開始された場合
※検査入院、保険期間開始前に予定されていた入院は除きます

③ 結婚式当日に被保険者が入院中の場合または医師により自宅または特定の場所での待機を指示されている場合

④ 火災、破裂、爆発、風災、水災、雪災、地震、噴火または津波により、被保険者が平時お住いの家屋が半壊以上の損害を受けた場合または家屋に収容される被保険者の家財が100万円以上の損害を受けた場合

※詳細につきましては弊社商品パンフレットまたは重要事項説明書にてご確認くださいませようお願い申し上げます。
(当社ホームページURL <https://www.aa-ssi.co.jp/商品案内>)

2. 『新型コロナウイルス感染症』のお取扱い

新型コロナウイルス感染症を1.の規定に当てはめ整理しますと下記のとおりです。

① 下記の方が「**新型コロナウイルス感染症に罹患され**」、そのことを要因に死亡された場合

(ア) 被保険者(新郎・新婦) (イ) 被保険者の父母 (ウ) 被保険者の兄弟姉妹 (エ) 被保険者の子
なお、祖父母追加特約付帯(ワイドプラン)の場合、上記に加え「被保険者の祖父母」も対象となります。

② 被保険者または被保険者の父母もしくはお子様が、傷害または疾病(**新型コロナウイルス感染症を含みます**)により7日以上の継続入院を開始された場合

③ 結婚式当日に被保険者が入院中の場合または医師により自宅または特定の場所での待機を指示されている場合

(注意) ②③の入院・待機には、医師や自治体・保健所からの指示に基づく「宿泊施設での療養や自宅療養」を含みます。また、新型コロナウイルス感染症の場合、「濃厚接触者」につきましても罹患(疾病)者と同様に取扱います。

④ (1と同一のため省略)

なお、緊急事態宣言発令に伴う自粛要請や個人的な不安感、その他上記1の保険金をお支払いする事由以外の理由で、キャンセルもしくは延期される場合のキャンセル料につきましては補償“対象外”となりますので予めご了承ください。

<問い合わせ先> ダブルエー少額短期保険株式会社 カスタマーセンター 0120-778-488(平日9-18時)